「激甚災害」の指定および「災害関係保証」の実施

このたび、「平成２１年８月８日から同月１１日までの間の豪雨および暴風雨による災害」（台風第９号関係）により被害を受けられた中小企業者に対して、激甚災害法に基づく「激甚災害」の指定が行われました。これに伴い、中小企業支援措置として一般保証枠とは別枠で「災害関係保証」を実施しています。

【概要】

指定期間	平成２１年９月１５日から平成２２年３月１４日（注１）
指定地域	佐用郡佐用町
対象中小企業者	次の要件をいずれも備える「被災中小企業者」 （１）指定地域に事業所（注２）を有する方 （２）激甚災害を受けた方（注３）
資金使途	事業の再建に必要な設備資金・運転資金
貸付利率	金融機関所定利率 ただし、制度融資を利用する場合はその定めによります
貸付限度額	１企業者：２億８,０００万円（無担保保険の８,０００万円を含む） １　組　合：４億８,０００万円（無担保保険の８,０００万円を含む） ＊一般の保証限度額に加えて別枠の保証限度額を適用
担保	必要に応じて徴求する
連帯保証人	原則として、法人の代表者以外は不要
保証料率	年０．８０％
必要書類	通常の添付書類のほか、市町長が発行した「り災証明書」の写
その他	（１）災害関係保証と自治体制度を併用するには、両方の要件を満たす必要があります。 （２）「提携保証」および「追認型保証」では取り扱いできません。

注１：指定期間内に貸付実行する必要があります。
注２：「事業所」は、主たる事業所のみならず、支店、工場、作業所、倉庫等も含まれ、主たる事業所が被災地域外であっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えありません。
注３：「激甚災害を受けた方」とは、激甚災害により直接被害を受けた方をいい、間接被害のみを受けた方はこの要件を満たしません。
注４：上記に定めのない事項については、一般保証に準じます。

当協会では、特別相談窓口を各事務所・支所において開設し、被害を受けられた中小企業者の皆さまのご相談に応じておりますので、ご相談ください。